

猪名川町告示第26号

猪名川町住宅改造助成事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和8年3月26日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町住宅改造助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

令和8年3月26日

要綱第18号

猪名川町住宅改造助成事業実施要綱（平成12年要綱第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第4項を削る。

第4条第3項及び第4項を削る。

第6条第1項中「バリアフリー改造の欄に定める」を削り、同条第5項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条、第6条関係）

世帯階層区分	助成率
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯含む。）	3 / 3
生計中心者が当該年度分市町村民税非課税の世帯	9 / 10
生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税均等割のみ課税の世帯	9 / 10
生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税所得割及び均等割課税の世帯	2 / 3
生計中心者が前年分所得税課税で、所得税額が7万円以下の世帯	1 / 2
生計中心者の前年分所得税額が7万円を超える世帯	1 / 3

様式第1号及び様式第4号を次のように改める。

様式第1号(第7条関係)

住宅改造助成申請書

年 月 日

猪名川町長 様

申請者 住所

氏名

(対象者との続柄)

電話

猪名川町住宅改造助成事業実施要綱の規定に基づき、住宅改造の助成を受けたいので次のとおり申請します。

ふりがな 対象者氏名		生年月日	年 月 日(歳)	
住 所	猪名川町	電話番号		
対象者の状況	要支援() 要介護() 身体障害者手帳(級) 療育手帳(判定)			
一体的に実施 する制度	<input type="checkbox"/> 介護保険制度の住宅改修 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法の地域生活支援事業 <input type="checkbox"/> その他()			
住宅の状況	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> その他()		建築時期	年 月 日
世帯構成 (改造住宅に 居住する者)	ふりがな 氏 名	年 齢	対象者との 続柄	要介護(要支援)認定区分 障害者手帳等級
				要介護・要支援() ()手帳()級
				要介護・要支援() ()手帳()級
				要介護・要支援() ()手帳()級
住宅改造が 必要な理由				

工事の概要	工事箇所	工事の内容		
	<input type="checkbox"/> 浴室・洗面所			
	<input type="checkbox"/> 便所			
	<input type="checkbox"/> 玄関			
	<input type="checkbox"/> 廊下・階段			
	<input type="checkbox"/> 居室			
	<input type="checkbox"/> 台所			
工事見積額	円			
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日頃			
施 工 業 者	業者名	所在地		
	担当者	電話番号		

添付書類

- ・工事費見積書(改造箇所ごとの金額内訳が確認できるもの)
- ・工事計画書(工事前及び計画図面)
- ・改造予定箇所の写真(撮影日が入ったもの)
- ・所得審査のための同意書(又は改造予定住宅に居住する者全員分の所得を証明するもの)
- ・対象者の状況が確認できるもの(介護保険被保険者証の写し、障がい者手帳の写し)
- ・工事承諾書(借家に居住している場合のみ)
- ・土地又は家屋の賃貸契約書の写し(借家に居住している場合のみ)

様式第4号(第7条関係)

住宅改造助成決定通知書

猪 第 号
年 月 日

様

猪名川町長

年 月 日付で申請のあった猪名川町住宅改造助成について、審査の結果次のとおり決定したので通知します。

記

事業内容	
助成決定額	円
助成箇所	
助成基準額 (改造工事に要した費用)	円
助成率	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、猪名川町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、猪名川町を被告として(訴訟において猪名川町を代表する者は猪名川町長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。
ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

猪名川町住宅改造助成事業実施要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>(定義) 第2条 (略) 2 (略)</p>	<p>(定義) 第2条 (略) 2 (略) 3 <u>この要綱において、「耐震診断」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</u> <u>(1) 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」(2012年改訂版、2004年改訂版)による一般診断法又は精密診断法</u> <u>(2) 「一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)による耐震診断」</u> <u>(3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」(2001年版、2017年版)による耐震診断</u> <u>(4) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」(2009年版)による耐震診断</u> <u>(5) 「建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)」第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断</u> <u>(6) 前5号に掲げる方法と同等と認められる耐震診断</u> <u>(7) 次項第1号に規定する「簡易耐震診断」</u> 4 <u>この要綱において、「簡易耐震診断」とは、次のいずれかに該当する</u></p>

改正条文	現行条文
<p>(対象経費等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>ものをいう。</u></p> <p>(1) <u>一般社団法人兵庫県建築士事務所協会による「簡易耐震診断推進事業 耐震診断マニュアル」による耐震診断</u></p> <p>(2) <u>一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」(2012年改訂版、2004年改訂版)による一般診断法</u></p> <p>(3) <u>一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)による耐震診断</u></p> <p>(4) <u>一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」(2001年版、2017年版)による耐震診断</u></p> <p>(対象経費等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>次の各号のすべてに該当する戸建て住宅については、原則として耐震診断を受けなければ、第1項の対象経費に係る助成を受けることができない。</u></p> <p>(1) <u>昭和56年5月31日以前に着工された住宅</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる工法に該当しない住宅</u></p> <p>ア 枠組壁工法</p> <p>イ 丸太組工法</p> <p>ウ 「<u>建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)</u>」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法</p>

改正条文	現行条文
<p>(助成額)</p> <p>第6条 町長は、対象世帯が対象者用居室等の増改築を伴わない住宅改造を行う場合、1世帯につき、改造に要した第4条第1項の規定により算出した対象経費の額と1,000千円を比較して少ない方の額から、以下に定める額を控除した額に、別表第1に定める世帯階層区分に応じた助成率を乗じて得た額を助成するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(3) <u>平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」による耐震診断を受けていない住宅</u></p> <p>(4) <u>過去に耐震診断を受けていない住宅</u></p> <p>(5) <u>延べ面積の半分以上が居住の用に供されている住宅</u></p> <p>4 <u>前項に規定する住宅について第1項に規定する住宅改造と合わせて簡易耐震診断を行う場合には、簡易耐震診断に係る経費のうち対象世帯が負担する経費を対象経費として助成する。</u></p> <p>(助成額)</p> <p>第6条 町長は、対象世帯が対象者用居室等の増改築を伴わない住宅改造を行う場合、1世帯につき、改造に要した第4条第1項の規定により算出した対象経費の額と1,000千円を比較して少ない方の額から、以下に定める額を控除した額に、別表第1に定める世帯階層区分に応じた<u>バリアフリー改造の欄に定める助成率</u>を乗じて得た額を助成するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>住宅改造と合わせて簡易耐震診断を行う場合においては、第1項中「1,000千円」とあるのは「1,000千円から第4条第4項に規定する簡易耐震診断に係る対象経費と別表第1に掲げる世帯階層区分に応じた同表の簡易耐震診断の欄に定める助成額を比較して少ない方の額(以下この項において「簡易耐震診断助成額」という。)を控除した額」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に簡易耐震診断助成額を加算した額」とする。</u></p>

改正条文		現行条文		
別表第1(第5条、第6条関係)		別表第1(第5条、第6条関係)		
<u>世帯階層区分</u>	<u>助成率</u>	<u>バリアフリー改造</u>	<u>簡易耐震診断</u>	
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯含む。)	3/3	<u>助成率</u>	<u>助成額</u>	
生計中心者が当該年度分市町村民税非課税の世帯	9/10		<u>上段：木造</u>	
生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税均等割のみ課税の世帯	9/10		<u>下段：非木造</u>	
生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税所得割及び均等割課税の世帯	2/3	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯含む。)		3,150円
生計中心者が前年分所得税課税で、所得税額が7万円以下の世帯	1/2	生計中心者が当該年度分市町村民税非課税の世帯	9/10	6,350円
生計中心者の前年分所得税額が7万円を超える世帯	1/3	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税均等割のみ課税の世帯	9/10	3,000円
		生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税所得割及び均等割課税の世帯	2/3	6,000円
		生計中心者が前年分所得税課税で、所得税額が7万円以下の世帯	1/2	2,000円
		生計中心者の前年分所得税額が7万円を超える世帯	1/3	4,000円
				1,000円
				2,000円
(注1) 給与収入金額とは、住民税納税通知書などの支払い給与の総額(税込み年収)をいい、所得金額とは、納税証明書などの所得金額をいう。ただし、所得税法(昭和40年法律第33号)上の譲渡所得、一時所得、雑		(注1) 給与収入金額とは、住民税納税通知書などの支払い給与の総額(税込み年収)をいい、所得金額とは、納税証明書などの所得金額をいう。ただし、所得税法(昭和40年法律第33号)上の譲渡所得、一時所得、雑		

改正条文

所得、退職所得、山林所得の所得金額を含まないものとする。

(注2) 所得税の額とは、所得税法、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定を適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項

(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

(注3) 申請書が、1月から6月までの間に受理された場合にあつては、「前年分所得税」とあるのは「前々年分の所得税」とし、申請書が4月から6月までの間に受理された場合にあつては、「当該年度分市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」とする。

現行条文

所得、退職所得、山林所得の所得金額を含まないものとする。

(注2) 所得税の額とは、所得税法、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定を適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項

(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

(注3) 申請書が、1月から6月までの間に受理された場合にあつては、「前年分所得税」とあるのは「前々年分の所得税」とし、申請書が4月から6月までの間に受理された場合にあつては、「当該年度分市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」とする。

改正条文

現行条文

様式第1号(第7条関係)

住宅改造助成申請書

年 月 日

猪名川町長 様

申請者 住所

氏名

(対象者との続柄)

電話

猪名川町住宅改造助成事業実施要綱の規定に基づき、住宅改造の助成を受けたいので次のとおり申請します。

ふりがな 対象者氏名		生年月日	年 月 日(歳)
住 所	猪名川町	電話番号	
対象者の状況	要支援() 要介護() 身体障害者手帳(級) 療育手帳(判定)		
一体的に実施 する制度	<input type="checkbox"/> 介護保険制度の住宅改修 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法の地域生活支援事業 <input type="checkbox"/> その他()		
住宅の状況	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> その他() 建築時期 年 月 日		
世帯構成 (改造住宅に 居住する者)	ふりがな 氏 名	年 齢	対象者と の続柄 要介護(要支援)認定区分 障害者手帳等級 要介護・要支援() ()手帳()級 要介護・要支援() ()手帳()級 要介護・要支援() ()手帳()級 要介護・要支援() ()手帳()級
住宅改造が 必要な理由			

工事の概要	工事箇所	工事の内容
	<input type="checkbox"/> 浴室・洗面所	
	<input type="checkbox"/> 便所	
	<input type="checkbox"/> 玄関	
	<input type="checkbox"/> 廊下・階段	
	<input type="checkbox"/> 居室	
	<input type="checkbox"/> 台所	
工事見積額	円	
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日頃	
施工業者	業者名	所在地
	担当者	電話番号

様式第1号(第7条関係)

住宅改造助成申請書

年 月 日

猪名川町長 様

申請者 住所

氏名

(対象者との続柄)

電話

猪名川町住宅改造助成事業実施要綱の規定に基づき、住宅改造の助成を受けたいので次のとおり申請します。

ふりがな 対象者氏名		生年月日	年 月 日(歳)
住 所	猪名川町	電話番号	
対象者の状況	要支援() 要介護() 身体障害者手帳(級) 療育手帳(判定)		
一体的に実施 する制度	<input type="checkbox"/> 介護保険制度の住宅改修 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法の地域生活支援事業 <input type="checkbox"/> その他()		
住宅の状況	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> その他() 建築時期 年 月 日		
世帯構成 (改造住宅に 居住する者)	ふりがな 氏 名	年 齢	対象者と の続柄 要介護(要支援)認定区分 障害者手帳等級 要介護・要支援() ()手帳()級 要介護・要支援() ()手帳()級 要介護・要支援() ()手帳()級 要介護・要支援() ()手帳()級
住宅改造が 必要な理由			

工事の概要	工事箇所	工事の内容
	<input type="checkbox"/> 浴室・洗面所	
	<input type="checkbox"/> 便所	
	<input type="checkbox"/> 玄関	
	<input type="checkbox"/> 廊下・階段	
	<input type="checkbox"/> 居室	
	<input type="checkbox"/> 台所	
工事見積額	円	
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日頃	
施工業者	業者名	所在地
	担当者	電話番号

改正条文

添付書類

- ・工事費見積書(改造箇所ごとの金額内訳が確認できるもの)
- ・工事計画書(工事前及び計画図面)
- ・改造予定箇所の写真(撮影日が入ったもの)
- ・所得審査のための同意書(又は改造予定住宅に居住する者全員分の所得を証明するもの)
- ・対象者の状況が確認できるもの(介護保険被保険者証の写し、障がい者手帳の写し)
- ・工事承諾書(借家に居住している場合のみ)
- ・土地又は家屋の賃貸契約書の写し(借家に居住している場合のみ)

現行条文

添付書類

- ・工事費見積書(改造箇所ごとの金額内訳が確認できるもの)
- ・工事計画書(工事前及び計画図面)
- ・改造予定箇所の写真(撮影日が入ったもの)
- ・所得審査のための同意書(又は改造予定住宅に居住する者全員分の所得を証明するもの)
- ・住宅建築時期が確認できる書類の写し(建築確認申請時の書類、登記簿謄本等)
- ・対象者の状況が確認できるもの(介護保険被保険者証の写し、障がい者手帳の写し)
- ・簡易耐震診断報告書の写し(昭和56年5月31日以前に工事着工された住宅を改造する場合のみ)
- ・工事承諾書(借家に居住している場合のみ)
- ・土地又は家屋の賃貸契約書の写し(借家に居住している場合のみ)

改正条文

現行条文

様式第4号(第7条関係)

住宅改造助成決定通知書

猪 第 号
年 月 日

様

猪名川町長

年 月 日付で申請のあった猪名川町住宅改造助成について、審査の結果次のとおり決定したので通知します。

記

事業内容	
助成決定額	円
助成箇所	
助成基準額 (改造工事に要した費用)	円
助成率	

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、猪名川町長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、猪名川町を被告として(訴訟において猪名川町を代表する者は猪名川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第7条関係)

住宅改造助成決定通知書

猪 第 号
年 月 日

様

猪名川町長

年 月 日付で申請のあった猪名川町住宅改造助成について、審査の結果次のとおり決定したので通知します。

記

事業内容	
助成決定額	円
助成箇所	
助成基準額	円
助成率	